

障害者基本計画を 作っています



市では、平成29年度から32年度の4年間を計画期間として、「第3次笛吹市障害者基本計画」を策定しています。

「障害者基本計画」とは、今後笛吹市が取り組んでいく、障がい者の福祉施策に関する基本的な方向性を定めるもので、「障がいのある方もない方も、ともに支えあい、共生できるまちづくり」を基本理念としています。

この計画では、障がいのある方も身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、地域への「心のバリアフリー」の浸透や障がい者自身が主体的に社会参加できる環境づくりなどの取り組みに向けた考え方を盛り込んでいます。

当事者・家族にアンケート調査を実施し、生活状況や福祉サービスの利用状況、意向、意見などを把握するとともに、行政、事業者の前回計画の検証や評価、そこから見えてきた課題を整理した上で「自立した日常生活の支援」「安心して生活できる環境

障がい者基幹相談支援センターだより



整備」地域で支える体制づくり」を基本分野に計画策定を進めています。

今後はこの基本計画をもとに市、事業者、地域住民はもちろんのこと、障がい当事者自身もその一員として、計画の実現に向けてそれぞれの役割に応じた取り組みを行っていくことが大切になります。

「第3次笛吹市障害者基本計画」は、4月から市ホームページにも掲載する予定です。皆さんもぜひご覧ください。

「心のバリアフリーとは？」

障がい者に対する偏見や固定観念など、心の中に潜む目に見えない壁をなくそうという考え方のことです。



■問合せ先

障がい者基幹相談支援センター

☎055(262)1274